

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立印刷局

- | 目 次 | | 官 样 | |
|---|--|---|---|
| 〔府令・省令〕 | | (号外) | |
| 〔告 示〕 | | | |
| ○児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度
(厚生労働二三) | | | |
| ○輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令(法務・財務一) | ○有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令(法務・厚生労働一) | ○家畜商業保証金規則の一部を改正する省令(法務・農林水産一) | ○船員保険法第五十九条ノ二の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件(同二四) |
| ○鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令(法務・経済産業一) | ○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一六) | ○船員保険法第四十七条第二号に規定する政府が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する件(同一一) | ○健康保険法第三条第二項の規定による被保険者に関する保険料額等を定める件(同一二) |
| ○宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令(法務・国土交通一) | ○裁判所押収物還付関係 | ○船員保険法第四条第六項ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件(同一二) | ○船員保険法第六十条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を定める件(同二四) |
| ○土地収用法施行規則の一部を改正する省令(国土交通一) | ○特殊法人等 | ○独立行政法人国立博物館平成十五事業年度財務諸表、厚生年金基金解散・清算人就任関係 | ○健康保険法第一百六十条第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件(社会保険六) |
| 会社決算公告 | 地方公共団体 | 行旅死亡人、無縫墳墓等改葬、公示送達関係 | ○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を定める件(同二四) |
| 会社その他 | 会社その他 | 会社その他 | ○健康保険法第五十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件(同八) |
| 七 | 七 | 七 | 一 |
| 七 | 八 | 七 | 六 |
| 会社決算公告 | 会社決算公告 | 会社決算公告 | 会社決算公告 |

府令省令

○法務省令第一号

に基づき、投資顧問業

投資預問業者營業保証金規則等の一部を改正する命令

内閣総理大臣 小泉純一郎
法務大臣 南野知恵子

(投資顧問業者営業保証金規則の一部改正)

第十一條第一項中「支払委託書」に供託書正副本（管轄財務局長が第十二条第一項に規定する供託書

改める。
第十二条第一項中「二通に、供託書正本を添えて、これを」を「二通を」に改め、同条第一項中

一 依託書に依託販賣第二十号書面によるて作成した依託送矢書を被承認して」を記入。印鑑を捺す。
項を加える。

知しなければならない。
第十四条第一項中、「第二十五回」を「第二十五条第一項」に改め、「同条第一号の」を削り、同条

(前払式証券発行保証金規則の一部改正)

第一、第三項中「供託規則」(昭和三十四年法務省令第一号)第三十一条に規定する内渡に該当す。

供託規則（昭和三十四年法務省令第一号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託有価証券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）

第二条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、「同条第一号の」を削り、同条第

第三条第三項中「第五條第一項」を「第二十五條第一項」に改める。

第十五条第一項中、「支払証明書に依る書式正本」(第十九条第三項の規定によるもの)では、同項の規定により発行保証金を供託したものとのみなされる旨の型式等が同条第四項の規定により「記載せらるべき事項」に「記載せらるべき事項」に一致する。

第十六条第一項中「二通に、供託書正本を添えて、これ

4 金融厅長官は、第一項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する自家型発行者等次のように改める。

様式第三を次のように改める

七 會社決算公告

公社決算公告

附則

(施行期日)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に提出せらるべきの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧規則」という。)様式第十号の二による雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書、旧規則様式第十号の三による雇用保険被保険者休業開始時賃金証明票、旧規則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票、(初回)育児休業基本給付金支給申請書及び旧規則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書(以下「新規則」という。)様式第十号の二による雇用保険被保険者休業開始時賃金証明票、新規則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票、(初回)育児休業基本給付金支給申請書及び新規則様式第三十三号の大による介護休業給付金支給申請書は、当分の間、なお旧規則の相当様式によるものである。

○国土交通省令第45号

供託規則の一部を改正する省令(平成十七年法務省令第十三号)の施行に伴い、土地収用法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十三条第七項の規定に基づき、土地収用法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成十七年二月十日

土地収用法施行規則の一部を改正する省令

土地収用法施行規則(昭和二十六年建設省令第三十一号)の一部を次のとおり改正する。
第二十二条第一項中、「第三十二条第一項」を「第二十条第一項」とし、「第二十九条の規定による提出された供託書を添附して、これ」を削る。

附 則

この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

地
示

○厚生労働省告示第111号

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第111条の九の二の規定に基づいて、厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患とに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度を次のとおりとする。
平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年二月十日

児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患

厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度は、第一表から第十一表までに掲げるところとする。

第一表 悪性新生物

区分	番号	疾 患 名	疾患の状態の程度
悪性新生 物	1	悪性カルチノイド	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	2	悪性黒色腫	同上
	3	悪性骨巨細胞腫	同上
	4	悪性線維症	同上
	5	悪性マクログロブリン血症	同上
	6	悪性リンパ腫	同上
	7	アスキン腫瘍	同上
	8	ワイルムス(Wilms)腫瘍	同上
	9	下垂体腺腫	同上
	10	家族性赤血球食性細胞症	同上
	11	褐色細胞腫	同上
	12	癌性腹膜炎	同上
	13	奇形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る。)	同上
	14	菌状息肉腫	同上
	15	形質細胞腫	同上
	16	血球食食リノバ組織球症	同上
	17	好酸球性肉芽腫	組織と部位が明確に診断され得り、かつ複数の病変がみられる場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	18	骨髓腫	組織と部位が明確に診断され得り、治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
	19	松果体腫	同上
	20	軟毛上皮腫	同上
	21	神経膠腫	同上
	22	神経鞘腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る。)	同上
	23	神経上皮腫	同上
	24	神経星細胞腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る。)	同上

平成 17 年 2 月 10 日 木曜日

25	神経筋細胞腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る。)	同上
26	腎明細胞肉腫(腫瘍)	同上
27	臍芽腫	同上
28	臍上皮腫	同上
29	臍膜腫	同上
30	精上皮腫	同上
31	脊索腫	同上
32	セザリー(Sézary)症候群	同上
33	赤白血病	同上
34	赤白血病	同上
35	先天性腎間葉芽腫(先天性中胚葉性腫瘍)	同上
36	頭蓋頸頭腫	同上
37	脳室上衣腫	同上
38	肺芽腫	同上
39	白血病	同上
40	白血病性細網内皮症(Hairy-Cell Leukemia)	同上
41	バー・キット(Burkitt)リンパ腫	同上
42	ハンド・シューラー・クリスチャン(Hand-Schüller-Christian)病	組織と部位が明確に診断されており、かつ複数の部位がみられる場合、治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
43	非白血病性細網内皮症(組織球性髄膜細網症)	組織と部位が明確に診断されていない場合、治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
44	非ホジキン(non-Hodgkin)リンパ腫	同上
45	ホジキン(Hodgkin)病	同上
46	未梢性神経外胚葉腫瘍	同上
47	未分化化胚細胞腫(卵巣精上皮腫)	同上
48	脈絡叢乳頭腫	同上

備考 この表に掲げ
た患の状態の程度
第二表 慢性腎疾患

49	ユーライング (Ewing) 肉腫	同上
50	ラブドトイド腫瘍 (肉腫) (悪性ラブドトイド腫瘍)	同上
51	ランゲルハンス (細胞) 細胞球症 (Histiocytosis X)	組織と部位が明確に診断されておらず、かつ複数の病変がみられる場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
52	緑色腫	組織と部位が明確に診断されておらず、治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
53	レッテラー・シーゲ (Letterer-Siwe) 痘	組織と部位が明確に診断されており、かつ複数の病変がみられる場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
54	H鉄病 (α鉄病、γ鉄病、δ鉄病、β鉄病)	組織と部位が明確に診断されていない場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。
55	1から54までに掲げるもののほか、悪性腫瘍である旨を明示するすべての疾患名、あるいは芽細胞腫を除く。)又は芽細胞腫である旨を明示するすべての疾患名、肉腫である旨を明示するすべての疾患名の他(癌腫又は頭蓋内又は脊柱管内の新生物にあっては組織型を問わない。	組織と部位が明確に診断された場合。治療終了後5年経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。

疾

3	紫斑病性腎炎	検査で、血尿+以上(6以上/視野)かつ蛋白尿+以上(30mg/dl以上)の状態が、発症から6か月以上続く場合	腎機能の低下が見られる場合
4	糞状系球体硬化症	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同上
5	ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 ウ ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質100mg/dl(又は尿中蛋白質1g/日)以上で、かつ、血清アルブミン3.0g/dl未満の状態である場合	同上
6	微少変化型ネフローゼ症候群	半年間で3回以上再発した場合	同上
7	慢性糞状系球体腎炎	病理組織で診断が確定し、治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤のうち一つ以上を用いる場合	同上
8	慢性増殖性糞状系球体腎炎	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同上
9	慢性膜性糞状系球体腎炎	同上	同上
10	慢性膜性増殖性糞状系球体腎炎	同上	同上
11	IgA腎症	同上	同上
12	アミロイド腎	腎機能の低下が見られる場合	同上
13	萎縮腎	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
14	家族性若年性ネフロン病	治療で薬物療法を行っている場合	同上
15	ギテルマン(Gitelman)症候群	同上	同上
16	巨大水晶管症	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合	同上
17	グッドパースチャー(Goodpasture)症候群	治療で、ステロイド薬、免疫抑制薬、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤、降圧薬のうち一つ以上を用いる場合	同上
18	腎血管性高血圧	治療で薬物療法を行っている場合	同上
19	腎静脈血栓症	腎機能の低下が見られる場合	同上
20	腎動静脉瘻	同上	同上
21	腎動脈狭窄症	治療で薬物療法を行っている場合	同上
22	腎尿細管性アシドーシス	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
23	腎嚢胞	同上	同上
24	腎の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	発症後6か月を経過した場合で、かつ両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
25	腎の無発生、低形成、無形成又は異形成	発症後6か月を経過した場合で、かつ両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
26	腎又は尿路結石	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
27	腎又は尿路結石	両側の腎に病変があり、腎機能の低下が見られる場合	同上
28	水腎症	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合	同上
29	多発性囊胞腎	治療で薬物療法を行っている場合	同上
30	尿路の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害	両側性で腎機能低下の場合又は泌尿器科的手術が必要な場合	同上
31	尿路閉塞性腎機能障害	同上	同上
32	バーチャー(Bartter)症候群	治療で薬物療法を行っている場合	同上
33	慢性間質性腎炎	腎機能の低下が見られる場合	同上
34	慢性腎孟腎炎	両側性で腎機能低下の場合	同上

備考 この表に掲げる疾患についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾患の状態の程度であつて第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。

第三表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
慢性呼吸器疾患	1	アレルギー性気管支炎	3か月に3回以上の大発作がある場合又は1年内に大発作がある場合
	2	アレルギー性細気管支炎	同上
	3	気管狭窄	治療で、人工呼吸管理、酸素療法、うち一つ以上を行なう場合
	4	気管支挙張症	気管支炎や肺炎を繰り返す場合

5 気管支喘息	次のいづれかに該当する場合 ア 3か月に3回以上の大発作がある場合 イ 1年内に意識障害を伴う大発作がある場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合
6 先天性中枢性低換気症候群	治療で、人工呼吸管理酸素療法、気管切開、以上を行う場合
7 先天性肺胞蛋白症	疾患による症状がある場合
8 線毛機能不全症候群(カーテンシェーナー(Kartagener)症候群)	同上
9 褥胞性線維症	同上
10 本態性(特発性)肺ヘモジデロース(血鉄症)	同上
11 慢性肺疾患	治療で、人工呼吸管理酸素療法、気管切開、挿管、中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合

11 心房又は心室の細動	心室細動である場合又は心房細動で第1基準を満たす場合
12 心房又は心室の粗動	心室粗動である場合又は心房粗動で第1基準を満たす場合
13 洞不全症候群	左側の疾患名に該当する場合
14 洞房ブロック	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
15 非発作性頻拍(心室、上室性)	第1基準を満たす場合
16 房室解離	同上
17 房室ブロック	Mobitz II型又は完全房室ブロックの場合
18 発作性頻拍(心室、上室性)	第1基準を満たす場合
19 ロマノ・ワルド(Romano-Ward)症候群	左側の疾患名に該当する場合
20 QT延長症候群	同上
21 心筋梗塞	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
22 総動脈幹遮絶症	第1基準又は第2基準を満たす場合
23 大動脈肺動脈中隔欠損症	同上
24 心筋炎後心肥大	第1基準を満たす場合
25 心臓腫瘍(粘液腫、横紋筋腫、脂肪腫、線維腫)	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
26 慢性緊縮性心膜炎	第1基準を満たす場合
27 慢性心筋炎	同上
28 慢性心内膜炎	同上
29 慢性心膜炎	同上
30 アイゼンメンゲル(Eisenmenger)症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合
31 右室低形成症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
32 右室二腔症	第2基準を満たす場合
33 左室右房交通症	第1基準を満たす場合
34 左心形成不全(低形成)症候群	治療中である場合又は第2基準若しくは第3基準を満たす場合

第四表 慢性心疾患		
区分	疾 患 名	疾患の状態の程度
冠動脈の異常		
1 冠動脈狭窄	第1基準又は第2基準を満たす場合	
2 冠動脈異常起始症	同上	
3 冠動脈拡張症	同上	
4 冠動脈狭窄症	同上	
5 冠動脈瘤	同上	
6 左冠動脈肺動脈起始症(ブランド・ホワイト・ガーランド症候群)	同上	
7 狹心症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	
8 ウォルフ・パー・キンゾン・ホワイト症(Wolff-Parkinson-White, WPW)症候群	第1基準を満たす場合	
9 期外収縮	心室性期外収縮であつて多源性である場合	
10 脚ブロック	左脚ブロックで治療中である場合又は第2基準を満たす場合	

35	三心房心	第1基準を満たす場合	同上
36	心室中隔欠損症	第1基準又は第2基準を満たす場合	同上
37	心内膜床欠損症（一次口欠損症、共通房室弁口症）	不完全型心内膜床欠損症では第1基準を満たす場合、完全型心内膜床欠損症では第1基準又は第2基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
38	心不全を伴う動静脉瘻（体動静脉瘻）	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
39	心房中隔欠損症（二次口欠損症、静脈洞欠損症）	第1基準又は第2基準を満たす場合	同上
40	総肺静脈還流異常症	第1基準又は第2基準を満たす場合	同上
41	体静脈異常還流症	第1基準を満たす場合	同上
42	単心室症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	同上
43	単心房症	第1基準を満たす場合	同上
44	動脈管閉存症	第1基準又は第2基準を満たす場合	第2基準を満たす場合
45	ファロー（Fallot）四輪症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	第2基準を満たす場合
46	部分的肺静脈還流異常症	第1基準を満たす場合	第1基準又は第2基準又は第3基準を満たす場合
特発性心筋症	47 心内膜心筋線維症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	第1基準又は第2基準を満たす場合
	48 心内膜線維弾性症	同上	同上
	49 特発性拘束型（緊縮型）心筋症	同上	同上
	50 特発性肥大型心筋症	同上	同上
	51 ヴァルサルヴァ（Valsalva）肺動脈瘤又はその破裂	破裂例の場合は破裂が予想される場合	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
	52 エブスタイン（Ebstein）奇形（病）	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合	第2基準を満たす場合
	53 完全大血管転位症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	第1基準を満たす場合
	54 血管輪症	同上	第3基準を満たす場合
	55 三尖弁狭窄症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合	同上
56	三尖弁閉鎖不全症	同上	同上
57	三尖弁閉鎖不全症	同上	同上
58	修正大血管転位症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	同上
59	重複大動脈弓症	同上	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合
60	僧帽弁狭窄症	同上	同上
61	僧帽弁閉鎖不全症	同上	同上
62	僧帽弁閉鎖不全症	同上	同上
63	大動脈狭窄症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	同上
64	大動脈瘤	同上	同上
65	大動脈弁狭窄症	同上	同上
66	大動脈弁閉鎖症	同上	同上
67	大動脈瘤	同上	同上
68	大動脈瘤	第2基準を満たす場合	第2基準を満たす場合
69	タウシッヒ・ビング（Taussig-Bing）症	第1基準、第2基準又は第3基準を満たす場合	同上
70	特発性肺動脈拡張症	同上	同上
71	肺動脈狭窄症	第1基準又は第2基準を満たす場合	同上
72	肺動脈閉鎖症	同上	同上
73	肺動脈弁狭窄症	同上	同上
74	肺動脈弁閉鎖症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	同上
75	肺動脈弁閉鎖不全症	同上	同上
76	右鎖骨下動脈異常起始症	第2基準を満たす場合	同上
77	両大血管右室起始症	同上	同上
78	慢性心不全（慢性肺心病を含む。）	第1基準を満たす場合	同上
79	右胸心	第3基準を満たす場合	同上
80	左心症	同上	同上
81	小児原発性肺高血圧症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	同上

82	心臓脱出症	第2基準を満たす場合
83	先天性心臓欠損症	治療中である場合又は第2基準を満たす場合
84	多脾症候群	同上
85	無脾症候群	同上
備考		
本表中「第1基準」「第2基準」及び「第3基準」とは、それぞれ次に掲げる基準をいう。		
第1基準 現在の治療で、「強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、 β -ブロッカー」のいずれかが投与されていること。		
第2基準 術後の残遺症（手術で完治できなかつた障害）として次の(1)から(5)までのいずれかが認められること。又は、術後の合併症若しくは新発症として次の(2)から(5)までのいずれかが認められること。		
(1) 肺高血圧症（収縮期血圧40mmHg以上）		
(2) 肺動脈狭窄（右室一肺動脈圧較差20mmHg以上）		
(3) 2度以上の房室弁逆流		
(4) 2度以上の半月弁逆流		
(5) 圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄		
(6) 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房細動、高度房室ブロック		
(7) 左室駆出率あるいは左心室駆出率0.6以下		
(8) 心胸郭比50%以上		
(9) 圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄		
(10) 2心室修復術実施		
(11) フォンタン(Fontan)手術実施		
第3基準 根治手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合であること。		

第五表 内分泌疾患

区分	番号	疾 患 名	疾患の状態の程度
異所性ホルモン産生腫瘍	1	異所性甲状腺刺激ホルモン(TSH)産生腫瘍	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つている場合
	2	異所性ゴナドトロビン産生腫瘍	同上
	3	異所性コルチゾール産生腫瘍	同上
	4	異所性成長ホルモン(GH)産生腫瘍	同上
	5	異所性副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)産生腫瘍	同上
	6	異所性プロラクチン(PRL)産生腫瘍	同上
	7	下垂体又は下垂体下部障害	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つている場合。成長ホルモン治療を行つたものは、参考に定める基準を満たすものに限る。
甲状腺ホルモンの異常	8	下垂体性巨人症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つていてる場合
	9	クッシング(Cushing)病	同上
	10	甲状腺刺激ホルモン(TSH)欠乏(欠損)症	同上
	11	抗利尿ホルモン(ADH)分泌異常症(SIADH)	同上
	12	ゴナドトロビン欠乏(欠損)症	同上
	13	シモンズ(Simmonds)病	同上
	14	真性思春期早発症	思春期の開始が、女児では8歳未満、男児では9歳未満で生じた場合
成長ホルモン分泌不全性低身長症	15	腎性尿崩症(抗利尿ホルモン不応症)	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つていてる場合
	16	成長ホルモン(GH)欠乏(欠損)症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つてない場合、ただし、成長ホルモン治療を行つた場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。
	17	成長ホルモン分泌不全性低身長症	同上
	18	中枢性思春期遅発症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つていてる場合
	19	中枢性尿崩症(下垂体性)(真性)尿崩症	同上
	20	低ゴナドトロビン性類宦官症	同上
	21	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)欠乏(欠損)症	同上
甲状腺機能低下症	22	プロラクチン(PRL)欠乏(欠損)症	同上
	23	末端肥大症	同上
	24	ラロン(Laron)型小人症	同上
	25	異所性甲状腺	治療で、補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行つていてる場合
	26	クレチン症	同上
	27	甲状腺機能亢進症(パセドウ(Basedow)病)	同上
	28	甲状腺機能低下症	同上

29	甲状腺形成不全	同上
30	甲状腺腺腫	同上
31	臍臍腺甲状腺腫	同上
32	先天性甲状腺ホルモン不応症	同上
33	粘液水腫	同上
34	橋本病	同上
35	慢性甲状腺炎	同上
36	ヴァーナー・モリソン (Verner-Morrison, WDHA) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他薬物療法を行っている場合
37	ガストリン分泌異常	同上
38	グルカゴン分泌異常 (群)	同上
39	セロトニン分泌異常 (カルチノイド症候群)	同上
40	ゾーリンジヤー・エリソン (Zollinger-Ellison) 症候群	同上
41	特発性低血糖症	同上
42	ロイシン過敏性低血糖症	同上
43	VIP (Vasoactive-Intestinal-Peptide) 分泌異常	同上
44	カールマン (Kallmann) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他薬物療法を行っている場合
45	仮性思春期早発症	思春期の開始が、女児では8歳未満、男児では9歳未満で生じた場合
46	クラインフェルター (Klinefelter) 症候群	治療で補充療法を行っている場合
47	高エストロゲン症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合
48	睾丸機能亢進症	同上
49	睾丸機能低下症	同上
50	睾丸形成不全	両側性であり、治療で補充療法を行っている場合
51	萼丸欠損症	同上

52	睪丸腫瘍	同上
53	睪丸女性化症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合
54	高ゴナドロビン性類宦官症	同上
55	女性仮性半陰陽	同上
56	真性半陰陽	同上
57	性腺性思春期遅発症	同上
58	性早熟症	思春期の開始が、女児では8歳未満、男児では9歳未満で生じた場合
59	ターナー (Turner) 症候群	治療で補充療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を用いる場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。
60	多囊胞性卵巢症候群 (Stein-Leventhal) 症候群	治療で補充療法を行っている場合
61	男性仮性半陰陽	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合
62	テストキシコーシス (家族性男性思春期早発症, male-limited precocious puberty)	治療で補充療法を行っている場合
63	ヌーナン (Noonan) 症候群	治療で補充療法を行っている場合
64	プラダー・ウイリ (Prader-Willi) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行っている場合は、備考に定める基準を満たすものに限る。
65	フレーリヒ症 (Fröhlich) 症候群 (脂肪性器異常症)	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合
66	卵巣機能亢進症	同上
67	卵巣機能低下症	同上
68	卵巣形成不全	両側性であり、治療で補充療法を行っている場合
69	卵巣腫瘍	同上
70	ローレンス・ムーン・ビードル (Lorenz-Moon-Biedl) 症候群	治療で補充療法を行っている場合

腫瘍・外傷・創傷

昭和27年10月1日

71	XX男性	同上
72	XV女性	同上
	多発性内分泌腺腫 の異常	手術を実施し、かつ術後も治療が必要な場合
73	ウェルマー (Werner) 症候群	同上
74	シップル (Sipple) 症候群	治療で、補充療法、機能抑制療法その他薬物療法を行っている場合
75	シュミット (Schmidt) 症候群	手術を実施し、かつ術後も治療が必要な場合
76	多発性内分泌腺腫症 (M.E.A., MEN)	治療で、補充療法、機能抑制療法その他薬物療法を行っている場合
	副甲状腺ホルモンの異常	
77	偽性偽性副甲状腺機能低下症	治療で、補充療法、機能抑制療法その他薬物療法を行っている場合
78	偽性特発性副甲状腺機能低下症	同上
79	偽性副甲状腺機能低下症	同上
80	テダニー (副甲状腺性)	同上
81	特発性副甲状腺機能低下症	同上
82	副甲状腺機能亢進症	同上
83	副甲状腺機能低下・アジョン・モニニア症候群 (hypoparathyroidism-Addison-Monilia)	同上
84	副甲状腺機能低下症	同上
85	副甲状腺形成不全	同上
86	アジョン (Addison) 病	治療で、補充療法、機能抑制療法その他他の薬物療法を行っている場合
87	アルドステロン欠損症	同上
88	クッシング (Cushing) 症候群	同上
89	グリココルチコイド奏効性アルドステロ ン症	同上
90	原發性アルドステロン症 (Conn) (症候群)	同上
91	高アルドステロン症	同上
92	コレステロール側鎖切断酵素欠損症 (先 天性リボイド過形成、フライダード) (症候群)	同上
93	周期性ACTH症候群	同上
94	女性化副腎腫瘍	同上
95	先天性副腎皮質過形成	同上
96	男性化副腎腫瘍	同上
97	特発性アルドステロン症	同上
98	副腎形成不全	同上
99	副腎性器症候群	同上
100	副腎腺腫	同上
101	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 不応 症	同上
102	3 β 水酸化ビステロイド脱水素酵素欠損症 (ボンジヨバッソニ (Bongiovanni) 症候 群)	同上
103	11 β 水酸化酵素欠損症	同上
104	17 α 水酸化酵素欠損症	同上
105	18水酸化酵素欠損症	同上
106	18水酸化ステロイド脱水素酵素欠損症	同上
107	21水酸化酵素欠損症	同上
108	偽性低アルドステロン症	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他他の薬物療法を行っている場合
109	リトル (Little) 症候群	同上
110	先天性全身性脂肪発育障害症候群 (リボ ジストロフィー)	治療で、補充療法、機能抑制療法 その他他の薬物療法を行っている場合
111	マッキュー・オルブ赖ト (Mc Cune-Albright) 症候群	同上
112	レニン分泌異常	同上

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾患の状態の程度であつて次の基準を満たすものを対象とする。

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 成長ホルモン分泌不全性低身長症（2に該当するものを除く。）、成長ホルモン (GH) 欠乏（欠損）症及び下垂体機能低下症の場合、次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、(3)を満たしていれば足りること。

- (1) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。
 (2) IGF-1 (ソマトメジンC) 値が200ng/ml未満 (5歳未満の場合は、150ng/ml未満) であること。

(3) 成長ホルモン分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。) の全ての結果 (試験前の測定値を含む。) で、成長ホルモンの最高値が10ng/ml (リコンビナントGHを標準品としているキットによる測定値の際は6ng/ml) 以下であること。

2 脳腫瘍等器質的な原因による成長ホルモン分泌不全性低身長 (成長ホルモン分泌刺激試験 (空腹下で行われた場合に限る。) の全ての結果 (試験前の測定値を含む。) で、成長ホルモンの最高値が5ng/ml (リコンビナントGHを標準品としているキットによる測定値の際は3ng/ml) 以下である場合に限る。) 、ターナー症候群又はプラダード・ウイリ症候群による低身長の場合 次のいずれかに該当すること。

(1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。
 (2) 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

3 軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。

4 慢性腎不全による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

II 総論基準

次のいずれかに該当すること。

1 成長ホルモン分泌不全性低身長症 (脳腫瘍等器質的な原因によるものを含む。) 、成長ホルモン (GH) 不足 (欠損) 症、又は下垂体機能低下症による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が6.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度との差が2.0cm/年以上であること。治療2年目以降は、年間成長速度と治療前1年間の成長速度との差が3.0cm/年以上であること。

2 ターナー症候群、プラダード・ウイリ症候群、軟骨無形成症及び慢性腎不全による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が4.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm/年以上であること。治療2年目は、年間成長速度が2.0cm/年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm/年以上であること。

III 終了基準
男子156.4cm、女子145.4cmに達したこと。

第六表
膠原病

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
膠原病	1	アレルギー性腎臓症 (ウィスラー・ファンコニ症候群)	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、アグロブリノ製剤、強心利尿薬、理学作業療法を用いている場合
	2	冠動脈病変 (川崎病性冠動脈狭窄) (冠動脈瘤、冠動脈拡張症、冠動脈狭窄症)	一過性でないことが確定な冠動脈異常所見 (拡張、瘤形成、巨大瘤) 又は狭窄 (狭窄、瘤形成) を確認し、継続的な治療が行われている場合
	3	シェーベレン (Sjögren) 症候群	治療で、非ステロイド系抗炎症薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、アグロブリノ製剤、強心利尿薬、理学作業療法を用いている場合
	4	自己免疫性肝炎	同上

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
糖尿病	1	1型糖尿病 (若年型糖尿病)	治療で、インスリリン、経口血糖降下薬、IGF-1のうち一つ以上を用いている場合
	2	2型糖尿病 (成人型糖尿病)	同上
	3	その他の糖尿病 (腎性糖尿を除く。)	同上

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
アミノ酸代謝異常	1	イミノ酸異常症	左欄の疾患名に該当する場合
	2	家族性イミノグリシン症	同上
	3	高オルニチン血症-高アノニア血症-	同上
	4	白皮症	同上
	5	ヘルマンスキー・ブドラック (Hermansky-Pudlak) 症候群	同上

区分	番号	疾患名	疾患の状態の程度
遺伝性結合組織代謝異常	6	エーラース・ダンロス (Ehlers-Danlos) 症候群	左欄の疾患名に該当する場合
	7	骨形成不全症 (Osteogenesis imperfecta)	同上
	8	軟骨無形成症 (軟骨異常症)	左欄の疾患名に該当する場合に該当するものに限る。
	9	アルファ1-アンチトリプシン欠乏症	左欄の疾患名に該当する場合
	10	トランスクバラミンII欠損症	同上
	11	無アルブミン血症	同上
	12	無トランスクフェリン症	同上
	13	無ハプロビン症	同上

脂質代謝異常	14 アボ蛋白C-II欠損症	左欄の疾患名に該当する場合
	15 アルファリボ蛋白欠乏症(高比重リボ蛋白(HDL)欠乏症、タンジエール(Tangier)病)	同上
	16 ウォーレマン(Wolman)病	同上
	17 家族性高コレステロール血症	同上
	18 家族性高リボ蛋白血症	同上
	19 高超低比重リボ蛋白(VLDL)血症	同上
	20 高低比重リボ蛋白(LDL)血症	同上
	21 高トリグリセライド血症	同上
	22 高ブレベータリボ蛋白血症	同上
	23 高ベータリボ蛋白血症	同上
	24 先天性高指質血症	同上
	25 無(低)ペータリボ蛋白血症(バッセン・コーン群、有棘赤血球症)	同上
	26 レフスム(Reffsum)病	同上
	27 遺伝性若年性痛風	左欄の疾患名に該当する場合
先天性核酸代謝異常	28 色素性乾皮症	同上
	29 先天性高尿酸血症	レッシュ・ナイハン(Lesch-Nyhan)症候群の場合
	30 尿細管障害(症候群)	左欄の疾患名に該当する場合
	31 シスチン尿症	同上
	32 腎性アミノ酸尿症	知的障害、運動障害、成長障害、けいれん、嘔吐、下痢、肝腫脹、特異顔貌、眼科的異常、骨変形、尿路結石のうち一つ以上の症状がある場合
	33 ハルトナップ(Hartnup)病	同上
	34 ファンコニー(Fanconi)症候群	左欄の疾患名に該当する場合
	35 薑糖・イソ麦芽糖吸收不全症	左欄の疾患名に該当する場合
	36 先天性高乳酸血症	同上
	37 乳糖吸收不全症	発症時期が乳児期の場合
	38 ぶどう糖・ガラクトース吸收不全症	左欄の疾患名に該当する場合

第九表 血友病等血液凝固異常		
区分	番号	疾 患 名
巨核芽球性貧血	1	悪性貧血
		治療で、補充療法、G-CFS療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制剤の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹腔透析のうち一つ以上を実施する場合
	2	イマースルンド・グレスベック(Imerslund-Grasbeck)症候群

備考
酵素欠損(活性異常)による疾患は、この表の表記法によることを原則とするが、従来、固有名を用いたもの(糖尿病、フェニールケトン尿症など)については、引き続き同様の疾患名で取り扱って差し支えない。

	3 巨赤芽球性貧血	治療で補充療法を行っている場合
4	葉酸欠乏性貧血	同上
5	アンチトロンビンⅢ欠乏症	左欄の疾患名に該当する場合
6	高分子キニノゲン欠乏症	同上
7	先天性血液凝固異常症	同上
8	第I因子(フィブリノゲン)欠乏症	同上
9	第II因子(プロトロンビン)欠乏症	同上
10	第V因子(不安定因子)欠乏症	同上
11	第VII因子(安定因子)欠乏症	同上
12	第VIII因子欠乏症(血友病A)	同上
13	第IX因子欠乏症(血友病B)	同上
14	第X因子(ステュアート・プラウター(Stuart-Prower)因子)欠乏症	同上
15	第XI因子欠乏症	同上
16	第XII因子(ハイグマン(Hageman)因子)欠乏症	同上
17	第III因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	同上
18	ファン・ヴィレーブランド(von Willebrand)病	同上
19	プレカリクレイン欠乏症	同上
20	C蛋白(protein C)欠乏症	検査でC蛋白活性が50%未満の場合
21	S蛋白(protein S)欠乏症	検査でS蛋白活性が50%未満の場合
22	巨大血管腫(カサバッハ・メリット(Kasabach-Merritt)症候群)	治療で、補充療法、G-CSP療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、臍膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
23	血小板機能異常症(血小板異常症)	同上
24	血小板血症	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合

	25 血小板無力症	治療で、補充療法、G-CSP療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、臍膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
26	血小板無力症症候群	同上
27	血栓性血小板減少性紫斑病	同上
28	周期性血小板減少症	同上
29	先天性無巨核球性血小板減少症(トロンボスチクス・アントラクシス)	同上
30	脾蔵欠如症(storage pool病)	同上
31	脾機能亢進性血小板減少症	同上
32	脾形成不全性血小板增加症	同上
33	ペルナール・スリエ(Bernard-Soulier)症候群	同上
34	放出機構異常症('Aspinin-like' defect)	同上
35	本態性アトロンビア(トロンビン欠乏症)	同上
36	免疫学的血小板減少症	同上
37	寒冷凝集素症	治療で、補充療法、G-CSP療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、臍膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
38	自己免疫溶血性貧血	同上
39	新生兒溶血性貧血(胎児赤芽球症)	同上
40	脾機能亢進性溶血性貧血	同上
41	微小血管障害性溶血性貧血	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合
42	発作性寒冷血色素尿症	治療で、補充療法、G-CSP療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、臍膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
43	発作性夜間血色素尿症	同上
44	慢性寒冷赤血球凝集素症	同上

赤血球酵
素異常性
溶血

45	アデニレートキナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
46	アルドラーゼ欠乏性貧血	同上
47	異常ヘモグロビン(血色素)症	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
48	遺伝性球状赤血球症	治療で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
49	遺伝性高ヘモグロビンF症	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合は造血幹細胞移植を実施する場合
50	遺伝性精円赤血球症	治療で、補充療法を行つてある場合
51	遺伝性有口(口唇状)赤血球症	同上
52	遺伝性溶血性非球状赤血球性貧血	同上
53	遺伝性(先天性)溶血性貧血	同上
54	家族性赤血球増加症	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行つてある場合
55	嫌状赤血球貧血	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、テロイド薬の投与、免疫抑制剤の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合
56	カルボキシヘモグロビン血症	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合は造血幹細胞移植を実施する場合
57	ガンマグルタミルシテイン合成就素欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
58	グルコース磷酸イソメラーゼ欠乏性貧血	同上
59	グルコース-6-磷酸脱水素酶素(G-6-PD)欠乏性貧血	同上
60	グルタチオン過酸化酵素欠乏性貧血	同上
61	グルタチオン還元酵素欠乏性貧血	同上
62	グルタチオン合成酵素欠乏性貧血	同上

治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合又は造血幹細胞移植を実施する場合

63	サラセミア(地中海貧血)	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
64	サラセミア候群	同上
65	スルフヘモグロビン血症	同上
66	赤血球アデノシンデアミナーゼ異常症	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
67	先天性ハイナン小体性貧血	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
68	先天性メトヘモグロビン還元酵素欠乏症	同上
69	先天性NADH・メトヘモグロビン還元酵素欠乏症	同上
70	ビリミジン5'-ヌクレオチダーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
71	ビリビン酸キナーゼ欠乏性貧血	同上
72	不安定ヘモグロビン症	治療で、維持的に補充療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合
73	ヘキソキナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
74	ヘモグロビンC症	治療で、維持的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行つてある場合は造血幹細胞移植を実施する場合
75	ヘモグロビンD症	同上
76	ヘモグロビンE症	同上
77	ヘモグロビンS症	治療で維持的に補充療法を行つてある場合
78	ホスホグリセリン酸キナーゼ欠乏性貧血	検査で、血中へモグロビン値 $10.0\text{ g}/\text{dl}$ 以下又は赤血球数350万/ μl 以下の状態が持続する場合
79	ホスホフルクトキナーゼ欠乏性貧血	同上
80	磷酸三炭素イソメラーゼ欠乏性貧血	同上
81	2,3-ジホスホグリセリン酸ムターゼ欠乏性貧血	同上

鉄代謝によ る異常貧血	82 エリスロポエチン分泌異常	治療で、補充療法を行っている場 合	血液透析、造血幹細胞移植、腹膜透析す る場合
白血球又 は骨髄細胞 の異常	83 原発性鉄芽球性貧血	治療で、継続的に補充療法若しくは 除鐵剤の投与を行っている場合 又は造血幹細胞移植を実施する場 合	同上
	84 ピタミンB6反応性(ピリドキシン欠乏 性)貧血	同上	同上
	85 ピリドキシン反応性貧血	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	86 アルダー(Alder)異常(症候群)	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	87 遗伝性好中球減少症(家族性慢性好中球 減少症)	治療で、G—CSP療法若しくは 造血幹細胞移植を実施する場合又 は検査で好中球数1500/ μ 以下の 状態である場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 の投与、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	88 好酸球増加症	治療で、G—CSP療法若しくは 造血幹細胞移植を実施する場合又 は検査で好中球数1500/ μ 以下の 状態である場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	89 周期性好中球減少症	同上	同上
	90 忘情白血球症候群	同上	同上
	91 不能白血球症	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	92 ペルゲル・フエット(Pelger-Huet)異 常(症候群)	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	同上
	93 慢性再生不良性好中球減少症(シュベ ト・ダマシェク(Spat-Damashék)症 候群)	治療でG—CSP療法若しくは 造血幹細胞移植を実施する場合又 は検査で好中球数1500/ μ 以下の場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	94 慢性本態性好中球減少症	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	95 ミエロペルオキシダーゼ欠損症	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	同上
	96 メイ・ヘグリン(May-Hegglin)異常(症 候群)	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	97 異ガンマグロブリン血症	同上	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	98 免疫系の 疾患	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	99 胸腺形成不全	同上	同上
	100 グッド(Good)症候群	同上	同上
	101 高クロブリン血症性紫斑病	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	左欄の疾患名に該当する場合
	102 後天性免疫不全症(候群)(AIDS, HIV感 染)	左欄の疾患名に該当する場合	左欄の疾患名に該当する場合
	103 シュディアック・東(Chediak-Higashi) 症候群	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	104 重症複合免疫不全症(リンパ球減少性無 力症)	同上	同上
	105 スイス型無ガンマグロブリン血症	同上	同上
	106 選択的免疫グロブリン欠損症	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	107 先天性細胞性免疫不全症	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	108 低ガンマグロブリン血症	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	109 テイジョージ(DICGeorge)症候群	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合
	110 特定抗体產生不全症(specific unrespon- siveness)	入院加療を要する感染症にかかつ た場合	入院加療を要する感染症にかかつ た場合
	111 ネゼロフ(Nezefot)症候群	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合	治療で、補充療法、G—CSP療 法、除鐵剤の投与、抗凝固療法、 ステロイド薬の投与、免疫抑制薬 の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予 防法、造血幹細胞移植、腹膜透析 のうち一つ以上を実施す る場合

112	バリアブル・イムノデフェイシエンサー (variable immunodeficiency)	同上	呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折・脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合
113	複合型免疫不全症	同上	
114	ブルトン (Bruton) 型無ガンマグロブリン血症	同上	
115	本態性高ガンマグロブリン血症	入院加療を要する感染症にかかる場合	
116	末梢 (毛細) 血管拡張性運動失調症 (ルイ・バニ (Louis-Bar) 症候群)	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、免疫再発予防法、造血幹細胞移植、脳膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
117	慢性活動性EBウイルス感染症	同上	
118	慢性肉芽腫症	同上	
119	慢性GVHD (Graft Versus Host disease、移植片対宿主病)	同上	
120	黒ガソングロブリン血症	同上	
121	良性单クローニ性免疫グロブリン異常症 (良性 (本態性) M-蛋白血症)	入院加療を要する感染症にかかる場合	
122	IgA欠損症	同上	
123	IgM欠損症	同上	
124	遺伝性出血性末梢血管拡張症 (ランデュ・オースラー・ウェーバー (Rendu-Osler-Weber) 症候群)	治療で、補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、免疫抑制薬の投与、免疫再発予防法、造血幹細胞移植、脳膜透析、血液透析のうち一つ以上を実施する場合	
125	骨髄線維症 (骨髓硬化症、本態性骨髄様化生)	同上	
126	真性多血症	同上	
127	赤芽球增多	同上	
128	先天性赤血球産生異常性貧血	治療で、補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	

第十表 神経・筋疾患

区分	番号	疾 患 名	疾患の状態の程度
神経・筋疾患	1	ウエスト (West) 症候群 (点頭てんかん)	運動障害、精神遲滞、意識障害、自閉傾向、異常行動 (自傷行動、多動、けいれん发作、反応所見、多いめん发作、反応所見、

第十一表 慢性消化器疾患

区分	番号	疾 患 名	疾患の状態の程度
肝・胆道系疾患	1	アラジール (Alagille) 症候群 (動脈肝異形成arterio hepatic dysplasia)	肝臓、黄疸、白色便、吐血のうち一つ以上の症状が認められる場合
	2	肝硬変	肝臓、黄疸、白色便、下痢、吐血、腹痛、易疲労性、体重増加不良のうち一つ以上の症状が認められる場合。ただし、原発性胆汁性肝硬変は除く。

3	肝内胆管異形成症(候群)	肝腫、黄疸、白色便、吐血のうち一つ以上の症状が認められる場合
4	肝内胆管拡張症	同上
5	肝内胆管低形成(形成不全)症	同上
6	肝内胆管閉鎖症	同上
7	原発性硬化性胆管炎	同上
8	ジルベール(Gilbert)症候群	治療で、挿管、中心静脈栄養又は気管切開管理を継続的に実施する場合
9	進行性家族性胆汁うつ滯性肝硬変	肝腫、黄疸、白色便、下痢、吐血、腹部膨満、易疲労性、体重増加不良のうち一つ以上の症状が認められる場合
10	先天性肝線維症	肝腫、黄疸、白色便、吐血のうち一つ以上の症状が認められる場合
11	先天性胆道拡張症(先天性胆道閉鎖症)	同上
12	胆道閉鎖症(先天性胆道閉鎖症)	肝腫、黄疸、白色便、下痢、吐血、腹部膨満、易疲労性、体重増加不良のうち一つ以上の症状が認められる場合
13	デュビン・ジョンソン(Dubin-Johnson)症候群	治療で、挿管、中心静脈栄養又は気管切開管理を継続的に実施する場合
14	門脈圧亢進症	肝腫、黄疸、白色便、吐血のうち一つ以上の症状が認められる場合
15	ローター(Rotor)症候群(ローター型過ビリルビン血症)	治療で、挿管、中心静脈栄養又は気管切開管理を継続的に実施する場合
16	先天性微絨毛萎縮症	肝腫、黄疸、白色便、下痢、吐血、腹部膨満、易疲労性、体重増加不良のうち一つ以上の症状が認められる場合
17	腸リンパ管拡張症	同上

別表第一 成長ホルモン分泌不全症低身長症、成長ホルモン欠乏(次換)症、下垂体機能低下症、慢性腎不全による低身長症用身長基準
(標準身長の-2.5SD値 上段男子、下段女子)
(単位:cm)

年齢	各年齢に達してからの月数											
	0月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
0歳	43.6	48.0	52.3	55.7	58.5	60.4	61.9	63.2	64.4	65.5	66.5	67.6
1歳	43.2	47.3	51.3	54.5	57.1	59.0	60.5	61.7	62.9	64.0	65.1	66.1
2歳	58.5	69.5	70.3	71.1	71.9	72.7	73.5	74.3	75.1	75.8	76.6	77.2
3歳	67.1	68.1	69.0	70.0	70.8	71.7	72.5	73.4	74.2	74.9	75.6	76.3
4歳	77.0	77.6	78.2	78.8	79.4	79.9	80.5	81.0	81.6	82.1	82.7	83.3
5歳	84.7	85.2	85.7	86.2	86.7	87.2	87.7	88.2	88.7	89.1	89.6	90.1
6歳	83.8	84.3	84.9	85.4	85.9	86.5	87.0	87.5	88.0	88.5	89.0	89.5
7歳	90.5	91.0	91.4	91.9	92.3	92.8	93.2	93.7	94.1	94.6	95.0	95.5
8歳	90.0	90.5	90.9	91.4	91.9	92.4	92.8	93.3	93.7	94.2	94.7	95.2
9歳	95.9	96.3	96.8	97.3	97.7	98.2	98.6	99.1	99.5	100.0	100.4	100.9
10歳	95.6	96.1	96.6	97.0	97.5	97.9	98.4	98.9	99.3	99.8	100.2	100.7
11歳	101.4	101.9	102.4	102.8	103.3	103.8	104.3	104.7	105.2	105.6	106.1	106.5
12歳	101.1	101.6	102.0	102.5	102.8	103.2	103.6	104.1	104.5	104.9	105.4	105.8
13歳	106.3	106.7	107.1	107.6	108.0	108.4	108.9	109.3	109.7	110.1	110.5	110.9
14歳	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7	114.1	114.5	114.9	115.3	115.7	116.1	116.5
15歳	111.2	111.6	112.0	112.4	112.8	113.2	113.6	114.0	114.3	114.7	115.1	115.5
16歳	116.9	117.3	117.7	118.1	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.4	120.8	121.1
17歳	115.8	116.2	116.6	117.0	117.3	117.7	118.1	118.5	119.0	119.4	119.8	120.3
18歳	121.5	121.9	122.3	122.6	123.0	123.4	123.8	124.1	124.4	124.7	125.0	125.3
19歳	121.1	121.5	121.9	122.3	122.7	123.0	123.3	123.6	124.0	124.5	125.1	125.7
20歳	120.7	121.1	121.5	121.9	122.3	122.7	123.0	123.3	123.6	124.0	124.5	125.3
21歳	125.6	125.9	126.2	126.5	126.8	127.1	127.5	127.9	128.3	128.8	129.2	129.7
22歳	126.9	127.5	128.1	128.7	129.2	129.8	130.4	131.0	131.6	132.1	132.7	133.3
23歳	130.1	130.5	131.0	131.4	131.9	132.3	132.8	133.4	134.1	134.8	135.4	136.1
24歳	133.9	134.4	135.0	135.6	136.1	136.7	137.3	137.6	138.0	138.4	138.7	139.1
25歳	136.8	137.4	138.1	138.8	139.4	140.1	140.8	141.5	142.2	142.9	143.6	144.3
26歳	139.4	139.8	140.2	140.5	140.9	141.2	141.6	141.8	141.9	142.1	142.3	142.4
27歳	142.6	142.7	142.9	143.1	143.2	143.4	143.6	143.6	143.7	143.7	143.8	143.8
28歳	145.0	145.7	146.4	147.2	147.9	148.6	149.3	149.7	150.0	150.4	150.8	151.2
29歳	143.9	144.0	144.1	144.1	144.2	144.3	144.3	144.3	144.3	144.3	144.4	144.4
30歳	144.4	144.5	144.5	144.6	144.6	144.6	144.6	144.7	144.7	144.7	144.8	144.8
31歳	144.8	144.8	144.9	144.9	144.9	144.9	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0	145.0

別表第二 脳腫瘍等器質的原因による成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群及びプラ
ター・ウイリ症候群用身長基準
(標準身長の-2.0 S.D. 値 上段男子、下段女子) (単位: cm)

別表第三 脳腫瘍等器質的原因による成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群及びナルダーウィン症候群用 成長速度基準
 (標準値の-1.5SD値 上段は男子、下段は女子) (単位:cm)

(号外第 26 号)

33 平成 17 年 2 月 10 日 木曜日

別表第四 軟骨無形成症用身長基準
(標準身長の二^{3/2}S D 値)
上段男子 下段女子

(標準身長の-3.0 SD 値 上段男子、下段女子) (単位: cm)

○厚生労働省告示第二十四号
薬事法第一項の規定三十年法律第四百四十五号) 第四十九条の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年二月十日

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) アカルボース
アクタリット
アザチノマイシンC
ハーアザグア二ン
アザセトロン
アザチオブリン
亜酰化窒素
亜酰化窒素・酸素

五 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号))第二条第一号に規定する麻薬をいう。)
六 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号))第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)
七 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号))第二条第一項に規定する覚せい剤原料をいう。)
八 覚せい剤原料(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号))第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)
九 特定生物由来製品(薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号))第二条第十項に規定する特定生物由来製品をいう。)
十 注射剤(前各号に掲げるものを除く。)
十一 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。)。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤については、次に掲げるものに限る。

○厚生労働省告示第二十四号
薬事法第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条
第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医
薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血
あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十
四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平
成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚
生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項
の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)
は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚
生労働大臣の指定する医薬品

次に掲げる医薬品(専ら疾病的診断に使用され
ることが目的とされている医薬品であつて、人の
身体に直接使用されることのないものを除く)の
規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第
一項に規定する医薬品をいふ。)

(41)	(39)	(38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)
(40)	剤に限る。 アミノ安息香酸工チル。ただし、歯科用製	
ン	アミノ安息香酸ジカルボン・ホモスルファミン アミノ安息香酸エチル・パラブチルアミノ 安息香酸ジエチルアミノエチル アミノ酢酸チアンフェニコール	
アジマリン アジクロビル アジスマイン アセタゾラミド アセチルスピラマイシン アセチルフェネトライド アセチロマート アセトヘキサミド アセブトロール アセメタシン アゼルニジビン アゾセミド アタザナビル アテノロール アデホビルビオキシル アトルバスタチン アナストロゾール アニラセタム アバカビル アブラクロニジン アブリソジン アブロクアロン アマンタジン アミオダロン アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン アミトリプチリン		

二 一号に規定するが東洋製薬品を二
　　三 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八
　　年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬
　　をいう。）
　　四 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二
　　十八年法律第十四号）第二条第六号に規定する
　　向精神薬をいう。）
　　五 四 覚せい剤（覚せい剤取締法（昭和二十六年法
　　律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚
　　せい剤原料をいう。）
　　六 五 覚せい剤原料（覚せい剤取締法（昭和二十六
　　年法律第二百五十二号）第二条第五項に規定す
　　る覚せい剤原料をいう。）
　　七 六 特定生物由来製品（薬事法（昭和三十五年法
　　律第四百四十五号）第二条第十項に規定する特定
　　生物由来製品をいう。）
　　八 七 注射剤（前各号に掲げるものを除く。）
　　九 八 次に掲げるものの、その誘導体、それらの水和
　　物及びそれらの塩類を有効成分として含有する
　　製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）
　　ただし、一以上の有効成分を含有する製剤に

○厚生労働省告示第二十四号
薬事法第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条
第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医
薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血
あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十
四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平
成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚
生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項
の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)
は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚
生労働大臣の指定する医薬品

次に掲げる医薬品(専ら疾病的診断に使用され
ることが目的とされている医薬品であつて、人の
身体に直接使用されることのないものを除く)の
規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第
一項に規定する医薬品をいふ。)

二 一号は規定するが算入する製品を二年法律第十四号) 第二条第一号に規定する麻薬をいう。)
三 向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号) 第二条第六号に規定する向精神薬をいう。)
四 覚せい剤(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号) 第二条第一項に規定する覚せい剤原料をいう。)
五 覚せい剤原料(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号) 第二条第五項に規定する覚せい剤原料をいう。)
六 特定生物由来製品(薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号) 第二条第十項に規定する特定生物由来製品をいう。)

○厚生労働省告示第二十四号
薬事法第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条
第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医
薬品を次のように定め、薬事法及び採血及び供血
あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十
四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平
成十七年四月一日)から適用し、昭和三十六年厚
生労働省告示第十七号(薬事法第四十九条第一項
の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品)
は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年二月十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚
生労働大臣の指定する医薬品

次に掲げる医薬品(専ら疾病的診断に使用され
ることが目的とされている医薬品であつて、人の
身体に直接使用されることのないものを除く)の
規則(昭和三十六年厚生省令第四号)第一条第
一項に規定する医薬品をいふ。)

(53)	除く。	アーリルエストレノール アルギン酸ナトリウム。ただし、内用剤を アルファ・アルファージフェニルピベリジ ンメタノール
(52)	50)(49)(48)(47)(46)(45)(44)(43)(42)(41)	アモロジピン アモキサピン アモキシシリソ・クラブラン酸カリウム アモスラロール アラセブリル アラニジピン
(40)	アミノ安息香酸エチル・パラブチルアミノ 安息香酸ジエチルアミノエチル アミノ酢酸チアンフェニコール アミノフィリン	
(39)	アミノ安息香酸エチル・塩酸テトラカイ ン・塩酸ジフルアミン・ホムスルフルアミン	
(38)	アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン アミドリップチリン アミントリプチル。ただし、歯科用製 剤に限る。	

(29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9)	アシクロビル アジマリン 亞硝酸アミル アステミゾール アセグラトン アセタゾラミド アセチルスピラマイシン アセチルフェネトライド アセチロマート アセトヘキサミド アセブトロール アセメタシン アゼルニジビン アゾセミド アタザナビル アテノロール アテボビルビボキシリ アトルバスタチン アナストロゾール アニラセタム
---	---